

経営理念

地域金融機関として、地域社会の繁栄を願い、人々の夢の実現と中小企業の発展に貢献する。

基本方針

1. 「共存共栄」「相互扶助」の原点に立ち
地域からの信頼に応えます。
2. 「健全・公正」な経営を維持し
地域の未来を創造します。
3. 「信用」を第一の宝とし
お客様の視点に立って考えます。
4. 奉仕の心とチャレンジ精神豊かな
「人材」を育成します。

3ヶ年事業計画の基本方針

1. 支援力・営業基盤の強化
2. 経営力・内部態勢の強化
3. 組織力・人材力の強化
4. つなぐ力・総合力の強化

当金庫の概要

- 創業 大正14年7月7日
- 設立年月日 平成16年1月19日
(直江津信用金庫・高田信用金庫合併)
- 出資金 7億6千2百万円
- 預金・積金 2,047億6千6百万円
- 貸出金 733億2千4百万円
- 会員数 18,049名
- 自己資本比率 15.90%
- 店舗数 18店舗
- 常勤役員数 211名
- 営業地域 上越市・妙高市・糸魚川市・十日町市・
柏崎市(米山町、大字大平、大字大清水、
大字笠島、大字蕨野、大字高畔、
大字青海川、大字上輪、大字上輪新田)



主な事業内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行等の代理業務
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 金融等デリバティブ取引(⑤及び⑬に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑮ ファイナンス・リース取引の媒介(会員又はこれに準ずる者として信用金庫法施行規則で定めるもののためにするものに限る。)
 - ⑯ 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - ③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ④ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務